

社会福祉法人睦会 役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人睦会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程において役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して、報酬等は支給しない。

(役員の勤務報酬等)

第4条 理事及び監事が、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、実費弁償費を支払うことができる。

(評議員の勤務報酬等)

第5条 評議員が、業務にあたった場合は、実費弁償費を支払うことができる。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成30年6月14日より適用する。